

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9 件

厚生年金関係 9 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 15 件

国民年金関係 7 件

厚生年金関係 8 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和41年10月29日から42年9月1日までの期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、41年10月から42年7月までは2万4,000円、同年8月は2万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月29日から46年10月4日まで

「厚生年金加入記録のお知らせ」を確認したところ、A事業所（現在は、B社）に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、私が所持している給料支払明細書で確認できる給与支給額に見合う標準報酬月額より低い金額で記録されていることが分かった。申立期間前後の期間において勤務した事業所における標準報酬月額の記録と比較しても、申立期間の標準報酬月額の記録が低いので、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和41年10月29日から42年9月1日までの期間については、申立人が所持する42年3月から同年6月までの期間及び同年8月に係る給料支払明細書において確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料の控除額から判断すると、申立人は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額より高い保険料額を控除されていることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに

見合う標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る申立人の標準報酬月額については、前述の給料支払明細書から確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から判断すると、昭和41年10月から42年7月までは2万4,000円、同年8月は2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、当時の関連資料が保管されておらず不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間のうち、昭和42年9月1日から43年4月1日までの期間については、申立人が所持する42年9月、同年10月、同年12月、43年2月及び同年3月の給料支払明細書から確認又は推認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できるものの、当該給料支払明細書において確認又は推認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認又は推認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

3 申立期間のうち、昭和43年4月1日から46年10月4日までの期間については、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給料支払明細書等の資料を所持しておらず、B社は、「当時の資料は保管しておらず、不明である。」と回答していることから、申立人の当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認できる関連資料を得ることができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

- 1 事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立期間①の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（59 万円）であったと認められることから、申立期間①の標準報酬月額の記録を 59 万円に訂正することが必要である。
- 2 申立人は、申立期間②において厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を平成 10 年 5 月 30 日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を 59 万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 9 年 9 月 1 日から 10 年 4 月 30 日まで
② 平成 10 年 4 月 30 日から同年 5 月 30 日まで

「ねんきん定期便」を確認したところ、A 社に勤務していた申立期間①に係る標準報酬月額が、申立期間①の直前の標準報酬月額より低い金額で記録されていることが分かった。申立期間①の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

申立期間②については、同社に勤務した期間のうち、申立期間②の厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。同社に係る申立期間②の給与明細書を提出するので、申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、オンライン記録によると、申立人の申立期間①の標準報酬月額は、当初、59 万円と記録されていたところ、A 社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成 10 年 5 月 30 日）の後の平成 10 年 7 月 15 日付けで、申立期間①の標準報酬月額が 9 年 9 月 1 日に遡って 9 万 2,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

また、法人登記簿謄本により、申立人が平成 10 年 3 月 31 日付けで A 社の取締役就任していることが確認できるものの、元事業主は、「社会保険

関係の事務処理は本社において一括して行っており、申立人は、B事業所においてC業務の部長として勤務していたので、社会保険関係の事務処理には無関係であった。」と供述している上、他の複数の同僚に照会しても、申立人が社会保険関係事務に関与していたことをうかがわせる供述は得られないことから判断すると、申立人は、社会保険関係の事務手続に関与しておらず、標準報酬月額の減額処理を知っていた又は知り得る状態ではなかったものと認められる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人について、平成10年7月15日付けで行われた標準報酬月額の遡及訂正処理は事実即したものと考えるが、9年9月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったものとは認められないことから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た59万円に訂正することが必要と認められる。

- 2 申立期間②については、雇用保険の被保険者記録、A社が加入していたD健康保険組合の記録、及び申立人が提出した給与明細書などから判断すると、申立人が申立期間②においてA社に勤務し、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、オンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成10年5月30日）の後の平成10年7月15日付けで、同年4月30日に遡って申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失処理が行われていることが確認できる。

さらに、申立人はA社の取締役であったものの、前述の元事業主及び同僚の供述から判断すると、申立人は、社会保険関係事務手続には関与しておらず、申立人が当該厚生年金保険被保険者資格の喪失処理を知っていた又は知り得る状態ではなかったものと認められる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人について、平成10年7月15日付けで行われた厚生年金保険被保険者資格の喪失処理は事実即したものと考えるが、申立人の被保険者資格の喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の被保険者資格の喪失日に係る記録を同年5月30日とすることが必要である。

また、申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、59万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和63年2月23日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年2月23日から同年3月23日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間は、A社D支社から同社C工場に転勤した時期に当たるが、同社に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B社が提出した人事記録、社員経歴台帳及び人事通知、同社が発行した申立人に係る在職証明書並びに同社の回答から判断すると、申立人が、A社に継続して勤務し（昭和63年2月23日にA社D支社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和63年3月のオンライン記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、「申立人の人事異動の際に、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日を昭和63年2月23日とすべきところ、当社C工場において、誤って同年3月23日として届け出たものと考えられる。」と回答していることから、事業主は、昭和63年3月23日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年2月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、平成12年8月から13年11月までは30万円、同年12月から14年12月までは32万円、15年1月は30万円、同年2月は28万円、同年3月から同年11月までは32万円、同年12月から17年11月までは30万円、同年12月から18年10月までは28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年8月1日から18年11月21日まで

「ねんきん定期便」が送られてきたが、記載されているA社に係る標準報酬月額が、給与振込額と著しく異なっていることに気付いた。給与振込額が記載された銀行の取引明細を保管しており、給与振込額が「ねんきん定期便」の標準報酬月額より著しく高いことが証明できるので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間における標準報酬月額については、A社における同僚が平成18年10月分に係る未払い賃金の回収を依頼した弁護士から提

出を受けたA社に係る平成18年分賃金台帳、申立人が所持する給与振込口座の写し並びにB町から提出を受けた平成12年から15年までの所得に係る町・県民税所得（課税）証明書及び16年、17年の所得に係る所得・課税状況等調査回答書（以下「町・県民税所得（課税）証明書等」という。）により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、12年8月から13年11月までは30万円、同年12月から14年12月までは32万円、15年1月は30万円、同年2月は28万円、同年3月から同年11月までは32万円、同年12月から17年11月までは30万円、同年12月から18年10月までは28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、町・県民税所得（課税）証明書等で確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録で確認できる標準報酬月額が、申立期間について長期間にわたり一致していない上、平成16年度及び17年度の申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届並びに申立人の申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届により、事業主が申立人について届け出た報酬月額に見合う標準報酬月額がオンライン記録で確認できる標準報酬月額と一致していることから、事業主は、町・県民税所得（課税）証明書等で確認又は推認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和61年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年3月1日から同年4月1日まで

A社に入社してから定年退職するまでの期間において、一度も転職したことは無く継続して勤務していたが、昭和61年3月に同社B工場から同社本社へ転勤になった申立期間において、厚生年金保険の被保険者記録に1か月の空白があることに納得できない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元代表取締役の供述、申立人に係る雇用保険の被保険者記録及び申立人が提出した預金通帳の写しから判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和61年3月1日にA社B工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人に係る資格取得時決定（昭和61年4月1日）の標準報酬月額が28万円であることから、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「納付していると思うが、根拠となる資料が何も無く、不明である。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の同事業所における申立期間の標準賞与額に係る記録を15万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 12 月 15 日

平成 20 年 12 月 15 日にA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、申立期間の標準賞与額について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

申立期間における標準賞与額の記録を年金額の計算の基礎となる標準賞与額として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した給与台帳（平成 20 年 12 月支給、20 年下期分）により、申立人は、16 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料 1 万 2,280 円より低い厚生年金保険料 1 万 1,714 円を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、前述の給与台帳に記載

された厚生年金保険料の控除額から 15 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 23 年 2 月 28 日に、事業主が 20 年 12 月 15 日に支給した賞与の支払届の提出を行っていないとして申立てに係る賞与支払届を提出していることが確認でき、事業主は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年9月2日から34年1月5日まで
② 昭和35年7月1日から36年4月2日まで

年金事務所から送ってきた厚生年金保険加入記録の通知により、申立期間①に勤めたA社と申立期間②に勤めたB社の厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金を受給したとされていることを知ったが、私は、脱退手当金を受け取ったことは無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3年2か月後の昭和39年6月29日に支給決定されたこととなっており、申立期間②の事業所が代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を請求する場合、本来全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、脱退手当金の支給決定前に6か月勤務したB社の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている上、その厚生年金保険被保険者記号番号は申立期間①、②の事業所における番号と同一番号で管理されており、最後の被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、オンライン記録において、B社を申立人の前後1年から4年以内に退職した同僚19人のうち支給決定されているのは、申立人を含め8人確認できるところ、B社の厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人を除く7人の氏名の欄には脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が有るが、申立人にはその記載が無い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

福岡厚生年金 事案 3666

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 1 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

A社（申立期間当時の適用事業所名は、B社）に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違しているので、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA社に係る給与支払明細書及びC厚生年金基金が提出した申立人に係る厚生年金基金の加入員記録から判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額 36 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、C厚生年金基金は、「申立期間当時、厚生年金保険被保険者及び標準報酬月額に係る届出書は複写式の様式を使用していた。」と回答していることから判断すると、A社は、申立期間当時、C厚生年金基金に提出したものと同一のものを社会保険事務所に届け出ているものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に係る届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を 36 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成元年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月29日から同年7月1日まで

A社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間当時、同社本社から同社C事業所（現在は、B社D支社）に転勤しており、同事業所に継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B社が提出した申立人に係る個人台帳及び経歴台帳並びに事業主の回答から判断すると、申立人は同事業所に継続して勤務し（平成元年7月1日にA社本社から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成元年5月のオンライン記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る届出について、誤った資格喪失日を社会保険事務所（当時）に対して提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から同年 6 月まで
申立期間を含む昭和 44 年 9 月から 49 年 9 月までの国民年金保険料は、昭和 50 年 10 月 16 日に一括して納付しているため、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含む昭和 44 年 9 月から 49 年 9 月までの国民年金保険料を一括納付したと主張しているところ、A 市の国民年金被保険者名簿により、第 2 回目の特例納付の実施時期である 50 年 10 月に、44 年 9 月から申立期間直前の 48 年 3 月までの保険料が特例納付により納付され、申立期間直後の同年 7 月から 49 年 9 月までの保険料が過年度納付により遡って納付されていることが確認できる。

しかしながら、申立人が国民年金保険料を納付した昭和 50 年 10 月の時点においては、申立期間は、第 2 回特例納付の対象期間外であるため特例納付では納付することができず、過年度納付によっても時効のため納付することができない期間である。

また、申立人が所持する国民年金手帳に貼付されている国民年金保険料現金領収証書によると、昭和 44 年 9 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料が特例納付により、同年 7 月から 49 年 9 月までの保険料が過年度納付により、いずれも 50 年 10 月 16 日に納付されていることが確認でき、前述の国民年金被保険者名簿の記録と符合する。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年12月から6年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年12月から6年5月まで
私名義の預金通帳を確認したところ、平成2年12月から、国民年金保険料が口座振替されているにもかかわらず、申立期間に係る保険料が未納とされている。
申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成8年7月頃に払い出されており、それ以前に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、オンライン記録では、6年6月分の国民年金保険料が時効間際の8年7月に納付されていることが確認できることから、申立期間の保険料は時効により納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人が提出した預金通帳により、平成2年12月から一人分の国民年金保険料が口座振替されていることが確認できるところ、A市の国民年金保険料収滞納一覧表によれば、同年から、申立人の妻の保険料が申立人名義の銀行口座から口座振替されていることが確認できること、及び、妻は、申立期間当時の家計簿等の記録では、当該口座振替以外の保険料の支出は確認できないとしていることなどを踏まえると、当該口座振替に係る保険料は、申立人の妻の保険料であったものと考えられる。

さらに、申立人及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成17年10月から18年4月まで期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成17年10月から18年4月まで
会社を退職し、住所変更の手続を行った際、収入も無かったため、国民年金保険料の免除申請をしたが、申立期間の保険料が未納とされている。
免除申請をしたことは事実であるので、申立期間が免除期間とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について免除申請を行ったと主張しているところ、社会保険事務所（当時）の国民年金得喪関係処理票では、申立人に係る資格取得届及び住所変更の記録は確認できるものの、申立人の国民年金保険料免除申請書は無く、同申請書の受付簿においても、申立人の免除申請書が受理された記録は確認できない。

また、オンライン記録によると、平成18年1月から19年1月にかけて、申立人に対する国民年金保険料の納付督促に係る記録が確認できるほか、18年2月の記録では、「口座振替勧奨、短期未納者」との記載が確認できることから、当時、申立期間は保険料の未納期間として取り扱われており、免除期間とはされていなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料（免除承認決定通知書、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年11月から9年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年11月から9年9月まで

私は、平成6年11月に結婚したが、会社に勤めており、当時の夫の扶養家族になれなかったため、自分で国民年金及び国民健康保険に加入して保険料を納付していたので、申立期間が国民年金の第3号被保険者とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

年金事務所及び申立人の元夫の勤務先が保管する申立人に係る国民年金第3号被保険者該当届出書は、平成7年1月26日にA市に提出され、申立人の第3号被保険者資格の取得日は6年11月16日として届け出られていることが確認できる上、A市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録においても申立期間は第3号被保険者として記録されており、当該記録が取り消された事跡も見当たらないことから、申立期間に係る国民年金保険料納付書が発行されることはなく、申立人は、申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人の申立期間前の平成4年12月30日から5年5月11日までの期間及び6年9月21日から同年11月16日までの期間における国民年金被保険者の資格に係る入力処理は、7年2月に行われていることが確認できることから、申立人が申立期間に納付していたと供述している国民年金保険料は、これら期間に係る保険料であったことがうかがえる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年4月から49年3月まで
私の大学時代に、両親が私の国民年金保険料を納付しておくと話したことがあり、必ず納付していたはずであるので、申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿、A市の国民年金被保険者名簿等によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年2月に申立人の元妻と連番で払い出され、50年10月1日に遡って国民年金被保険者資格を取得しており、それ以前に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は未加入期間とされ、保険料を納付することはできなかったものと考えられる上、記号番号が払い出された時点においても申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していないことなどから、当時の保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人及びその両親が、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年3月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月から10年3月まで

平成9年2月に会社を退職したため、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、A銀行B支店の自己名義の口座振替により納付したため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料をA銀行B支店の口座振替により納付したと供述しているところ、当該銀行の取引記録では、申立期間の保険料は引き落とされていないことが確認できる上、オンライン記録及び当該銀行の取引記録によれば、平成14年4月から口座振替により保険料が納付されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立期間当初の平成9年3月1日の国民年金被保険者資格の取得日は、10年8月に追加入力されており、この時点までは、申立期間は国民年金の未加入期間とされ、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から9年3月までの国民年金保険料については、追納していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から9年3月まで
平成3年4月に、私が会社を退職して学生に戻った際に、私の妻が、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の免除申請手続きを行い、その後、9年4月に就職した後のボーナスで、当該申請免除期間の保険料を遡って追納したので、申立期間が免除期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、自身の平成3年6月から5年3月までの申請免除期間に係る国民年金保険料を13年5月に一括で追納しており、オンライン記録により、申立人の妻の追納申込日及び追納日並びに追納金額等に係る記録は確認できるものの、申立人の追納に係る記録を確認することはできない。

また、申立人は、国民年金の加入、国民年金保険料の免除及び追納の手続に関与しておらず、申立人の国民年金に係る手続を行ったとする申立人の妻は、申立人の保険料を追納した時期、回数、納付状況等に係る記憶が定かではなく、当時の具体的な納付状況等が不明である。

さらに、申立人の妻は、申立期間に係る国民年金保険料の追納額として「十数万円を納めた記憶がある。」と説明しているところ、申立期間に係る保険料を追納した場合の納付総額数十万円とは大きく異なっている。

なお、申立人の妻は、自身の追納額として、平成3年度分は十数万円、4年度分は十数万円を納付していることが確認できる。

加えて、申立人及びその妻が申立期間の国民年金保険料を追納したことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を追納していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 10 月頃 から 32 年 2 月 1 日まで
② 昭和 33 年 9 月頃 から 35 年 5 月 1 日まで

高等学校を卒業した昭和 31 年の秋頃に A 社に就職した記憶があるが、年金事務所の記録では、厚生年金保険被保険者資格の取得日が 32 年 2 月 1 日となっている。

また、B 社には、A 社を退職し、2 日から 3 日後に就職したが、年金事務所の記録では、厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和 35 年 5 月 1 日となっている。

両申立期間ともに勤務していたのは事実なので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和 32 年 2 月 1 日と記録されており、申立人の申立期間に係る被保険者記録は確認できない。

また、当該事業所が保管する健康保険厚生年金保険雇用保険被保険者台帳には、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和 32 年 2 月 1 日と記載されており、前述の被保険者名簿の記録と一致する。

さらに、A 社からの回答並びに申立人及び同僚の供述により、申立期間当時、当該事業所では試用期間を設けていた可能性がうかがえるところ、前述の被保険者名簿において申立期間①又は申立人と同時期に被保険者資格を取得していることが確認できる複数の同僚は、雇用保険の被保険者資格を取得した数か月後に、厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから判断すると、申立期間①当時、事業主は、必ずしも全ての従業員について入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

2 申立期間②については、申立人のB社における雇用保険被保険者資格の取得日が、昭和 33 年 12 月 1 日と記録されていることから、申立期間②のうち、同日から 35 年 4 月 30 日までの期間においては、申立人は、当該事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和 35 年 5 月 1 日と記録されており、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、当該事業所が保管する「副 健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届」及びC健康保険組合D支部が保管する申立人に係る健康保険の被保険者資格取得に関する資料には、申立人の被保険者資格の取得日は、共に昭和 35 年 5 月 1 日と記載されており、前述の被保険者名簿の記録と一致する。

さらに、申立人は、「申立期間②当時、臨時工として勤務しており、給与は月額 350 円であり、保険料が 17 円控除されて 333 円が支給されていた。」と供述しているところ、前述の被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「申立期間②当時、臨時工は、日雇の従業員であり、厚生年金保険には加入していなかった。」と供述している上、申立人が供述している控除保険料額 17 円は、申立期間②当時の日雇健康保険料額及び日雇雇用保険料額の合計金額と一致している。

加えて、当該事業主は、「申立期間②については、申立人は臨時工であったため、厚生年金保険には加入させていなかったと思われる。」と回答しているところ、前述の被保険者名簿により申立期間②又は申立人と同時期に被保険者資格を取得していることが確認できる被保険者の中から無作為に抽出した 5 人全員が、雇用保険の被保険者資格を取得した時から 1 年から 2 年後に、厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから判断すると、申立期間②当時、事業主は、必ずしも全ての従業員について入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

3 申立人は、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月 1 日から 51 年 1 月 1 日まで

「ねんきん定期便」を確認したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、実際に支給された給与支給額より低い金額で記録されていることが分かった。

私が所持している給料支払明細書により、オンライン記録の標準報酬月額を上回る金額に見合う給与が支給されていることが確認できるので、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、特例法に基づき記録の訂正が行われるのは、上記の額がオンライン記録を上回る場合である。

一方、申立期間のうち、昭和 44 年 3 月 1 日から 48 年 3 月 1 日までの期間及び同年 4 月 1 日から 51 年 1 月 1 日までの期間について、申立人が所持する当該期間に係る給料支払明細書により、給与月額に見合う標準報酬月額は、44 年 3 月から 48 年 2 月までの期間、同年 4 月から 49 年 7 月までの期間、及び同年 9 月から 50 年 12 月までの期間については、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できるものの、44 年 3 月 1 日から 48 年 3 月 1 日ま

での期間及び同年4月1日から51年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額、当該オンライン記録の標準報酬月額と同額又は低額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間のうち、昭和44年1月1日から同年3月1日までの期間及び48年3月1日から同年4月1日までの期間については、申立人は、当該期間に係る給料支払明細書等の資料は所持しておらず、事業主に照会しても、「当時の関連資料等は保管していない。」と回答していることから、申立人の当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料額について確認できる関連資料を得ることができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 6 月 20 日

申立期間において、A社（現在は、B社）から支給された賞与から、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、年金事務所の記録では、標準賞与額として記録されていないことが分かったので、当該賞与額に係る記録の訂正を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した賞与支給明細書により、申立人は、申立期間において、A社から賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録により、申立人は平成 17 年 6 月 21 日にA社における厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、同日に同社において被保険者の資格を再度取得していることが確認できるところ、「嘱託として再雇用された者の被保険者資格の取扱いについて」（平成 8 年 4 月 8 日保文発第 269 号・庁文発第 1431 号通知）によれば、「特別支給の老齢厚生年金の受給権者である被保険者であって、停年による退職後継続して再雇用される者については、使用関係が一旦中断したものと見なし、事業主から被保険者資格喪失届及び被保険者資格取得届を提出させる取扱いとして差し支えないこと」とされており、申立人が提出した同社発行の発令通知書により、申立人は同社を 17 年 6 月 20 日に定年退職し、同年 6 月 21 日に同社に契約社員として再雇用されたことが確認できる上、同社は「申立人の定年退職により、平成 17 年 6 月 21 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失させ、同日に被保険者資格を取得させる手続を行った。」と回答している。

また、厚生年金保険法では、第 19 条第 1 項において、「被保険者期間を計

算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」と定められている上、同法第81条第2項において、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」と定められているところ、A社が提出した社会保険事務所（当時）が同社に交付した「標準賞与額決定通知書の送付について」によれば、平成17年7月5日に同社が提出した同年6月20日支給分賞与支払届のうち、申立人については同年6月21日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失しているため、当該届出が不要となった旨の記載が確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がA社において厚生年金保険被保険者の資格を喪失した日が属する平成17年6月のうち、申立人が同社において再度被保険者の資格を取得するより前の期間に支給された賞与については、厚生年金保険料の徴収の対象とはならないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 12 月 1 日から平成 6 年 10 月 1 日まで

A社から出向したB社における平成4年12月から6年9月までの期間の標準報酬月額が、その前後の標準報酬月額に比べ低くなっているため、納得できない。記憶では当時受取っていた報酬月額に特に変化は無かったので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社から平成4年にB社へ出向した際の申立期間の標準報酬月額が、前後の標準報酬月額に比べ低くなっていると申立てている。

しかしながら、A社本社人事部は、「申立人は平成4年3月21日に当社からB社へ出向しているものの、給与の支給は当社の就業規則に沿っていた。」と回答し、出向先のB社の代表取締役も「労働条件は、当社の親会社である、A社の指示に従っていたと思う。」と回答しているところ、出向元のA社の就業規則には、第64条に賃金の種類が定められ、同条第3項に男子は満57歳になると手当等を支給せず基準内賃金を支給する旨が定められており、申立人は申立期間前である平成4年*月*日に満57歳に到達していることから判断すると、それ以降は当該就業規則に定める基準内賃金のみが支給されていたものと推認される。

また、厚生年金保険法第23条の規定により、標準報酬月額の随時改定が行われるのは、固定的賃金の変動月以後継続した3か月間の間に支払われた報酬の平均月額を標準報酬月額等級区分に当てはめ、従前の等級との間に2等級以上の差が生じたときである旨定められているところ、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額は、満57歳に到達した平成4年*月*日から約3か月

後の同年＊月に随時改定が行われ減額していることが確認できる。

さらに、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無いことから、当該期間における事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することはできない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間について厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 3672

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 3 月 1 日から 43 年 9 月 26 日まで
② 昭和 44 年 1 月 20 日から 45 年 5 月 21 日まで
③ 昭和 46 年 4 月 6 日から同年 8 月 31 日まで

日本年金機構の脱退手当金の通知により、A事業所とB事業所での厚生年金保険の被保険者期間の脱退手当金を受給したことになることを知ったが、私は、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたB事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間①、②及び③の被保険者期間は同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されており、その後再取得した厚生年金保険被保険者期間における申立人の被保険者記号番号は、別の番号となっており、脱退手当金を受給したために記号番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないとは認められない。

なお、申立期間以前に脱退手当金が未請求となっている別事業所の厚生年金保険の被保険者期間があるが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別の記号番号で管理されており、社会保険事務所（当時）では、請求者からの申出が無い場合、請求者の全ての被保険者期間を把握することは困難であったものと考えられることから、支給されていない期間が存在することに事務処理上の不自然さはいかたがえない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 12 月 6 日から 40 年 11 月 20 日まで
② 昭和 41 年 1 月 1 日から 44 年 12 月 21 日まで

A事業所とB事業所における厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金を受給したことになるが、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金の申請を受け付けた社会保険事務所（当時）が保管する脱退手当金計算書及び退職所得の受給に関する申告書により、i) 脱退手当金の送金先である金融機関（郵便局）として「C局」の記載があり、国から送金されたことを示す通知書の記載が確認できること、ii) 同申告書の申立人の住所は、「D市」と記載されており、脱退手当金の送金先金融機関であるC局の所在地と同一地域である上、同計算書には、「小切手交付済 46,914」の日付印があり、この日付はオンラインの支給決定日と一致していること、iii) 脱退手当金の支給決定額は、オンライン記録及び法定支給額と一致していること、iv) B事業所に係る事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されていることなどから、脱退手当金に係る一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月から10年8月まで

「ねんきん特別便」に記録された平成元年の標準報酬月額が、私が実際受け取っていた給与と比較して少額である。標準報酬月額が26万円から24万円に下がっていること、及び2年10月から10年9月1日に資格喪失するまでの期間は一律に26万円であることに納得できないので訂正してほしい。

なお、毎年、昇給があったこと、及び55歳の定年退職時に、昇給があることを条件に勤務を継続したということも記憶している。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が提出した離職直前の平成10年8月分の給与支給明細書に記載されている厚生年金保険料は、オンライン記録上の標準報酬月額から算出される保険料額とほぼ一致している。

また、申立人が所有する平成3年分及び4年分の特別徴収税額通知並びに5年分から9年分までの源泉徴収票から推認できる社会保険料額と、オンライン記録上の標準報酬月額から算出した保険料額とを比較すると特別徴収税額通知又は源泉徴収票から推認される保険料額の方が低いことから判断すると、申立事業所では、オンライン記録上の標準報酬月額に見合う保険料を給

与から控除していたことが推認できる。

さらに、オンライン記録から申立人の標準報酬月額が遡って引き下げられているなどの不自然な点は確認できない。

加えて、オンライン記録において、55歳到達後の標準報酬月額に変更が無い同僚は、「55歳で定年退職した後、引き続き勤務するときは、嘱託となっていた。私は、嘱託社員になってから昇給は無かった。」と供述していること、及び申立事業所の当時の取締役は、「事業所は解散しているため、関連資料は無いが、きちんと事務処理は行っていた。当時は業界自体が不況で、会社の経営も厳しく、申立人は定年に近い年齢だったので、昇給も少なかった。」、当時の総務担当者は、「申立人には固定給で継続的に働いてもらっていた。」、申立人が名前を挙げた経理担当者も、「標準報酬を低く届けていることなど無い。」と供述しており、申立人の標準報酬月額のみが特に不自然である事情はうかがえない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 6 月 1 日から 49 年 7 月 25 日まで

A社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、実際の給与額に見合う標準報酬月額と相違しているため、申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における標準報酬月額について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録とオンライン記録は一致している上、申立人の標準報酬月額が遡って引き下げられているなどの不自然な点は確認できない。

また、A社は、「当時の関係資料は保存しておらず、申立内容を確認できない。」と回答している上、前述の被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の標準報酬月額を確認したところ、申立人とほぼ同様に推移していることが認められることなどから判断すると、申立人の標準報酬月額が特に不自然である事情はうかがえない。

さらに、申立人は申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。